

指 名 停 止 業 者

商 号	所 在 地	指 名 停 止 期 間	指 名 停 止 理 由
構営技術コンサルタント株式会社	高知県高知市本宮町105-23	令和5年11月1日から 令和6年4月30日まで (6か月)	<p>構営技術コンサルタント株式会社及び株式会社第一コンサルタンツは、高知県発注の特定地質調査業務の入札に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年9月28日に公正取引委員会から、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を受けた。</p> <p>このことは、高松市指名停止等措置要綱別表措置要件第13号イ(独占禁止法違反行為/県外)に該当する。</p>
株式会社第一コンサルタンツ	高知県高知市介良甲828-1	令和5年11月1日から 令和6年4月30日まで (6か月)	